

重要事項説明書

医療法人天成会 青江クリニック
訪問リハビリセンター

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 天成会 青江クリニック
代表者氏名	原口 総一郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山市北区青江5丁目1番3号 (電話 086-226-5022・ファックス番号 086-226-5025)
法人設立年月日	昭和52年 9月 1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人 天成会 青江クリニック
介護保険指定 事業所番号	3310111970
事業所所在地	岡山市北区青江5丁目1番3号
連絡先	電話 086-226-5022・ファックス番号 086-226-5025
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市（桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、御南、芳田 中学校区）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 と 運営の方針	<p>介護保険法の趣旨に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対しその利用者が居宅において有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営み、活動参加が出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指した適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。</p> <p>訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、理学療法士、作業療法士が、計画的な医学管理を行っている医師の指示及び計画に基づき、ご利用者様の居宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立又は継続を助けるために必要なリハビリテーションを行うことを致します。</p> <p>また訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者・その他保健医療サービス、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
---------------------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
特別休日	祝祭日 5月3・4・5日とそれに伴う振替休日、8月13日～15日、12月30日～1月3日 機器メンテナンスによる臨時休業（不定期）
営業時間	9：00～17：00

事業所の職員体制

管理者	原口 総一郎
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者（又は管理者代行）	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
専任医師	<ol style="list-style-type: none"> 利用者に対する診療及びかかりつけ医からの情報提供を基に、医学的な管理指導及び訪問リハビリテーションの目的・開始前、実施中の留意事項・中止基準・負荷量等についての指示を行います。 診療等を基に、理学療法士等従業者と共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成します。 利用者等へ訪問リハビリテーション計画の説明を行い、同意を得、交付します。 訪問リハビリテーション計画の進捗状況及びその評価を行い、診療記録もしくはリハビリテーション会議記録等に記載し、状態の把握及び訪問リハビリテーション計画の変更を行います。 	常勤1名
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）	<ol style="list-style-type: none"> 理学療法士等の従業者は、運動機能検査、作業能力検査等を基に、医師と共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成します。 利用者等へ訪問リハビリテーション計画の説明を行い、同意を得、交付します。 医師の指示の下、訪問リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び日常生活への助言・提案等を行います。 指定訪問リハビリテーションの実施状況を診療記録へ記載し、状態の把握及び訪問リハビリテーション計画の変更を行います。 	非常勤1名以上

3 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
基本的なサービス	訪問リハビリテーション計画の作成と見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診療および運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の意向や病状・心身の状況等のアセスメントを行い、利用者の置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成します。 ・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に沿う様に相互確認し作成します。 ・利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を三月に一回以上ごとに評価し、計画を見直します。
	バイタルサイン測定	<p>血圧、脈はく、体温 等を測定し、当日の体調面等の確認を行います。必要時には再度測定を行います。</p>
	リハビリテーションの提供	<p>利用者の能力に応じて、心身機能の維持回復（関節運動、筋力強化運動等）、日常生活動作を通じた動作練習（移動、食事、入浴、排せつ、更衣など）および活動参加への働きかけを行います。</p>
	指導・相談	<p>ご利用者 またそのご家族様等の介護に当たる方に対して指導、相談をいたします。</p>
特別なサービス （利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。）	リハビリテーションマネジメント	<p>リハビリテーションの質の向上を図るため、心身機能、活動・参加をするための機能についてバランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかの継続的な管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を関係者と共有し、会議の内容を記録します。 ・介護支援専門員に対して、利用者の有する能力、自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行います。 ・指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者又は家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行います。 ・厚生労働省への情報の提出を行い、サービスの質の管理を行います。
	退院時共同指導	<p>病院又は診療所から退院するに当たり、当事業所医師又は理学療法士等が入院機関の退院前カンファレンスに参加し、利用者の状況等に関する情報（診療情報提供書・リハビリテーション計画書・目標設定等管理シート等）を共有します。</p> <p>在宅でのリハビリテーションに必要な指導を入院機関先の医師・理学療法士等と共同して行い、訪問リハビリテーション計画に反映させます。</p>
	短期集中リハビリテーション（退院・退所日又は認定日から起算して3月以内の期間に行う場合）	<p>利用者に対して、集中的に指定訪問リハビリテーションを行うことが、基本的動作能力（起居、歩行、発話等）及び応用的動作能力（運搬、トイ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせる能力）を向上させ、身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者については、退院（退所）日又は認定日から起算して、3月以内の期間に行うときは、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の訪問リハビリテーションを行います。

		・要支援者については、退院（退所）日又は認定日から起算して、1月以内の期間に行うときは、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上、退院（退所）日又は認定日から起算して、1月を越え3月以内の期間に行うときは、1週間に つき概ね2日以上、1日あたり20分以上の訪問リハビリテ ーションを行います。
--	--	--

(2) 訪問リハビリテーション従業者の禁止行為

訪問リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 提供するサービスの費用について

利用者負担額については、各利用者の自己負担割合証等の記載割合で乗じて算出します。

※地域区分別の単価（7級地 10.17円）を含んでいます。

※事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合、基本料金が減額されます。

(1) 要介護認定の方

① 基本料金

算定項目	利用料	負担割合	利用者負担額 (1日当り)
訪問リハビリ 1 (20分につき)	3,132円	1割	313円
	6,265円	2割	627円
	9,397円	3割	940円

② 加算料金

加算項目	利用料	利用者負担額			算定回数等	
		1割	2割	3割		
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	61円	7円	13円	19円	20分につき×サービス提供日数 算定要件あり ① いずれか一つ
	(Ⅱ)	31円	4円	7円	10円	
リハビリテーション マネジメント加算	イ	1,830円	183円	366円	549円	1月に1回 算定要件あり イとロはいずれか一つ
	ロ	2,166円	217円	434円	650円	
	※医師説明	2,746円	275円	550円	825円	※医師が計画書説明時、 上記加算に追加
移行支援加算	173円	18円	35円	52円	1月に1回 算定要件あり	

短期集中リハビリテーション実施加算	退院（退所）日又は認定日から起算して3月以内 2,034円	203円	407円	611円	短期集中リハビリテーションを実施した日数 算定要件あり
退院時共同指導加算	6,102円	610円	1220円	1830円	退院後初回実施日 算定要件あり
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,441円	244円	488円	732円	認知症の診断・開始等算定 要件あり

※ ②1；（Ⅰ）勤続7年以上の者が1人以上、（Ⅱ）勤続3年以上の者が1人以上

③減算料金

減算	利用料	利用者負担額	算定回数等
計画診療未実施減算 ②2	▲509円	▲51円	1回(20分につき)

※ ②2；当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合

(2)要支援認定の方

①基本料金

算定項目	利用料	負担割合	利用者負担額 (1日当り)
予防訪問リハビリ1 (20分につき)	3,031円	1割	303円
	6,061円	2割	606円
	9,092円	3割	909円

②加算料金

加算項目		利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割	2割	3割	
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	61円	7円	13円	19円	20分につき×サービス提供日数 算定要件あり ②1 いずれか一つ
	(Ⅱ)	31円	4円	7円	10円	
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（退所）日又は認定日から起算して3月以内 2,034円	203円	407円	611円	短期集中リハビリテーションを実施した日数 算定要件あり	
退院時共同指導加算	6,102円	610円	1220円	1830円	退院後初回実施日 算定要件あり	

※ ②1；（Ⅰ）勤続7年以上の者が1人以上、（Ⅱ）勤続3年以上の者が1人以上

③減算料金

減算	利用料	利用者負担額	算定回数等
計画診療未実施減算 ②2	▲509円	▲51円	1回(20分につき)
介護予防訪問リハビリテーション 長期利用減算 ②3	▲305円	▲31円	1回(20分につき)

- ※ ②2；事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
- ※ ②3；利用開始日の属する月から12月を超えてサービスを行う場合で、要件を満たさない場合

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※ 「特定疾患医療受給者証」を取得されているご利用者さまについては、介護保険での訪問リハビリについても公費補助となっています。

(4) その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域内を越えた場合、越えた地点から片道1キロメートルにつき、50円徴収いたします。
② 駐車料金	自宅に駐車場がなく、駐車許可証等での駐車も困難で、近隣のコインパーキング等を使用した場合、実費徴収いたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日以降に利用者あてにお届け（手渡しまたは郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 上記請求書内容をご確認のうえ、翌請求月の10日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「訪問リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 訪問リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 契約書及び重要事項説明書は、リハビリスタッフに代わって相談員または事務員などが説明させていただく場合があります。
- (7) ご利用者様の担当になる訪問リハビリの選任（担当の変更を含みます）は本事業所が行い、ご利用者様がリハビリスタッフを指名することはできません。
本事業所の都合により担当のリハビリスタッフを変更する場合はご利用者様やそのご家族に対し事前にご連絡すると共に、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮します。
- (8) ご利用者様が担当の訪問リハビリスタッフに変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして本事業所まで申し出てください。
*業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更いたしかねる場合があります

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	羽村 邦恵
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図ります。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	賠償責任保険
補償の概要	居宅サービス・居宅介護支援事業等

12 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問リハビリテーションの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供等の記録

- ① 指定訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 衛生管理等

事業者は、事業所における感染症の予防及びまん延の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 設備および備品等についての衛生的な管理を行います。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に周知徹底を図ります。

16 指定訪問リハビリテーションサービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、お伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1)提供予定の指定訪問リハビリテーションの内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提供時間帯	サービス内容					介護保険適用の有無	利用料 (1日当り)	利用者負担額 (1日当り)
		サービス提供体制加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	退院時共同指導加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算			
							円	円	
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額							円	円	

(2) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

担当者が不在の場合は、基本的事項について、他スタッフでも対応出来るようにすると共に、必ず担当者に引継ぎ改善、是正措置を配慮いたします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 医療法人天成会 青江クリニック・ リハビリセンター（内線131） 担当 寺脇・羽村	所在地 岡山市北区青江5丁目1番3号 電話番号 086-226-5022 ファックス番号 086-225-5025 受付時間 9:00~17:00（土日は除く）
【市町村（保険者）の窓口】 岡山市事業者指導課	電話番号 086-212-1013
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号 086-223-8811

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業所名	医療法人天成会 青江クリニック
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

上記署名は、（ ）が代行しました。

(重要事項説明書附則)

緊急時の対応方法

ご利用者の主治医又は関係機関に連絡します。また、ご家族等の緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の電話番号	
	その他の電話番号	
ケアプラン作成事業所	事業所名	
	ケアマネジャー	
	所在地	
	電話番号	
当事業所	電話番号	086-226-5022

医療法人 天成会 青江クリニック 訪問リハビリセンター

〒700-0941 岡山県岡山市北区青江五丁目1番3号

(TEL) 086-226-5022 (代表) (FAX) 086-226-5025

E-mail : info-med@tenseikai-aoe.or.jp

ホームページ : <http://www.tenseikai-aoe.or.jp> (天成会トップページ)